

図書カード NEXT ご利用約款

第1条（約款の趣旨）

1. 日本図書普及株式会社（以下、当社という）は、図書カード NEXT を この約款に従って取扱うものとし、図書カード NEXT の 所持者（以下、お客様という）も、この約款によりご利用していただくものとします。
2. この約款は図書カード NEXT に対する利用約款であり、磁気カードである全国共通図書カードに対する利用約款は、「全国共通図書カードご利用約款」として別途存在します。

第2条（利用の方法）

1. お客様は、図書カード NEXT を 、その裏面記載のマークを掲示している図書カード NEXT 加盟店（以下、加盟店という）店頭において、図書カード NEXT 読取り機（以下、読取り機という）に読取らせることにより、管理センターに記録する図書カード NEXT 記載の ID 番号が示す金額の範囲内で、書籍・雑誌（文部科学省検定済教科書を除く）の購入に限り、代金のお支払いにご利用いただくことができます。
2. 図書カード NEXT をご利用になれる加盟店は、加盟契約の新規締結や終了等により、増減することがあります。
3. 加盟店により、一度のご利用でお使いいただける枚数に制限がある場合があります。

第3条（有効期限）

有効期限は原則として販売時点から 10 年とし、具体的期日は図書カード NEXT 裏面の記載に従います。

第4条（残高・使用履歴の確認）

利用残高の確認は、使用時に読取り機から印字される利用印字により、または有効期限内の条件で、インターネット上にある残額・使用履歴のご案内サイトにおいて ID 番号と PIN 番号を投入することにより確認することができます。

第5条（PIN 番号取扱いの管理責任）

1. お客様が所持している図書カード NEXT の保管・管理責任は全てお客様にあります。裏面の PIN 番号のスクラッチ隠蔽の剥離はお客様の責任で行うものとし、剥離させた PIN 番号が第三者に知られない等の管理もお客様の責任で行うものとします。
2. PIN 番号は、前条のご案内サイトにて随時変更が可能です。ただし、新たに設定した変更後の PIN 番号はお客様の責任で管理をお願いいたします。万一失念した場合は、その設定内容をご案内することは出来ません。その後のご利用は PIN 番号を用いない店頭での図書カード NEXT のご利用だけに制限されます。

第6条（利用できない場合）

次の場合など、図書カード NEXT をご利用いただけないことがありますのでご了承ください。その際は、現金・その他の方法でお支払いください。

- ① 図書カード NEXT の破損、読取り機の故障、通信回線の不具合、管理センターの保守や故障での稼働停止等により管理センター内の記録が更新できないとき。
- ② 図書カード NEXT が、違法または不正に取得されたものであるとき。
- ③ 図書カード NEXT が、偽造、変造または不正に作成されたものであるとき。

第7条（再交付）

1. 図書カードNEXTが変形、破損等でご利用が出来ない場合には該当のカードをお送りいただき、当社所定の方法で残額相当を再交付いたします。
2. 再発行できる図書カードNEXTは、QRコード、ID番号とPIN番号もしくは流通番号のいずれかで残額が確認出来るものに限らせていただきます。
3. 図書カードNEXTの変形、破損等が、故意によると認められる場合には本条の取扱いはいたしません。
4. お客様が保有する図書カードNEXTが盗難や紛失、改ざんされた場合、またはお客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、カード利用の停止、返金、再発行はいたしません。

第8条（加盟店との関係）

お客様が図書カードNEXTをご利用された際、万一、購入された商品の返品、瑕疵、その他の問題が生じた場合には、加盟店との間で解決していただくものとします。

第9条（換金及び交換の禁止）

1. 図書カードNEXTは、現金との引換えはできません。
2. 図書カードNEXTは、全国共通図書券、全国共通図書カード、または他の図書カードNEXTとの交換はできません。

第10条（免責）

第6条1項1号などでお客様が図書カードNEXTをご利用できない場合に、それに付随して発生する損害に関して当社はその賠償責任を負いません。

第11条（質権等担保権設定の禁止）

図書カードNEXTへの質権等担保権の設定はできないものとします。また、お客様が本条に違反した場合に生じるトラブル等に当社及び加盟店は一切責任を負いません。

第12条（約款内容の変更）

この約款を変更する場合、当社は一定の予告期間をおいて周知するものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

第13条（裁判管轄）

本約款に基づくご利用に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属管轄裁判所とするものとします。

付則

この約款は、2016年6月1日から適用します。